

いつまでも元気に暮らしていくために 後期高齢者医療制度

○新しい被保険者証が届きます
○保険料率・保険料の軽減率が変わります

後期高齢者医療保険は、75歳以上の全ての人が被保険者です。
(生活保護受給の人は除く)

また、65歳以上で一定の障がいがあり、申請により広域連合の認定を受けた場合は加入できます。

***一定の障がいとは…**

- 国民年金法などにおける障害年金1級・2級
- 身体障害者手帳1級・3級、4級の一部(音声言語下肢の1号、3号または4号に関する障害)
- 療育手帳のA1・A2
- 精神障害者保健福祉手帳の1級・2級

被保険者証が変わります

7月下旬に、新しい被保険者証(若草色)を簡易書留で郵送します。届いたら、負担割合(1割あるいは3割)を確認してください。

現在の被保険者証(ピンク色)は、8月1日以降使用できませんので、保険年金課または各支所住民福祉課に返却するか、破棄してください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を「ご存じですか」

世帯全員が住民税非課税の被保険者は、入院・通院ともに「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などの窓口へ提示すると、窓口で支払う自己負担額や入院時の食事代が限度額までの支払いになります。

認定証の交付を受けるには申請が必要です。現在交付を受けている人も、引き続き交付を希望する場合は8月中旬に申請をしてください。郵送による手続きも可能です。

保険料は医療費の財源です

後期高齢者医療制度の医療にかかる費用のうち、みなさんが医療機関で支払う自己負担分を除いた部分は、国や都道府県、市が負担する公費が約5割、後期高齢者支援金(現役世代の保険料「料」から支出)が4割を負担し、残りの約1割を被保険者のみなさんに納めていただく保険料で負担します。

保険料をご確認ください

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を納付いただきます。原則、7月中旬に保険料額および納付方法の通知を送付しますので、確認してください。

保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が定額を負担する「均等割額」とその人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。今年度は保険料改定の年にあたります。

*総所得金額等とは…

○平成29年中の各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額など)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが、退職所得は含みません。

○遺族年金や障害年金は収入に含みません。

○各種所得控除(社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除など)は適用されません。

年間保険料額

上限 62 万円
(上限 57 万円)

＝

均等割額

42,965 円
(43,870 円)

＋

所得割額

前年中の総所得金額等*から 33 万円を引いた額に 8.86%をかけた額
(9.06%)

※ () は 28・29 年度の数字

保険料の軽減率が変わります

① 所得が低い世帯に対する軽減
所得が低い世帯に属する人は、左表のとおり均等割額が軽減されます。平成30年度から所得割の軽減は廃止されました。

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下 ※そのほか各種所得がないこと	9割	4,296円
33万円以下	8.5割	6,444円
(33万円+被保険者数×27.5万円)以下	5割	21,482円
(33万円+被保険者数×50万円)以下	2割	34,372円

- 4月1日（年度途中に資格取得された人は資格取得日）現在での世帯の状況で判定します。
- 65歳以上の人の年金所得は通常の公的年金控除以外に15万円を控除し計算します。
- 事業専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

② 被用者保険の被扶養者であった人に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険の被扶養者であった人は、均等割額を5割軽減し所得割は賦課しません。（所得が低い世帯に属する人の9割軽減または8.5割軽減に該当する場合は、そちらが適用されます。）

該当する人には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった人で軽減措置が行われていない場合は、保険年金課へお知らせください。
※被用者保険とは、協会けんぽや企業の健康保険、船員保険、公務員の共済組合等のことです。



保険料の納付方法

保険料の納付方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。また、年金の受給額が年額18万円未満の場合や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの受給額の2分の1を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく普通徴収となります。昨年度と納付方法が変わる場合がありますので、必ず自分の納付方法を確認してください。

① 特別徴収になる人

年間保険料額の決定通知書をお送りしますので、10月・12月・2月の年金天引き予定額を確認してください。
○ 納付方法を年金天引きから口座振替に変更できます。希望する人は申請してください。（申請の時期により変更時期が異なります。）

② 普通徴収になる人

年間保険料額の決定通知書と納付書を送付します。
保険料は納期限内に納めましょう。
納期限を過ぎて納付がない場合は督促状を送付します。
○ 納付書払いから口座振替への変更をお勧めします
○ 口座振替の手続きをすると納め忘れがなくなり便利です。

金融機関での手続きが必要ですので、詳しくは決定通知書の最後のページをご覧ください。

保険料の減免・徴収猶予

災害にあった場合や、生活困難などで保険料の納付が著しく困難な人（おおむね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請することにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができる場合がありますので、保険年金課にご相談ください。



【問い合わせ】

三重県後期高齢者医療広域連合事業課

☎ 059・221・6883

☎ 059・221・6884

保険年金課

☎ 22・9660

FAX 26・0151